平成２１年（フ）第１０３８号
広島市西区井口鈴が台３丁目17番11号
債務者　鎌倉　文子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３９号
広島市西区井口鈴が台３丁目17番11号
債務者　鎌倉香代子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５３号
広島市安芸区船越２丁目２番39号
債務者　細谷　　洋（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０５４号
広島市安芸区船越２丁目２番39号
債務者　細谷　和美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６４号
広島県東広島市高屋町小谷1406番地606
債務者　平田　裕美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０７６号
広島市西区三篠町２丁目３番２―411号
債務者　村田　文彦
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７０号
広島市安佐南区八木６丁目12番６―505号
債務者　西田　博子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８２号
広島市南区青崎２丁目10番13―106号
債務者　廣田　三郎
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０号
愛媛県西条市国安1371番地　ハイツＫＩＹＡ202号、住民票上の住所西条市旦之上甲208番地３
債務者　青野　慶子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３１号
愛媛県西条市大町526番地９
債務者　久門　保雄
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９９号
愛媛県宇和島市宮下甲154番地２
債務者　駄場千代志
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１００号
愛媛県宇和島市宮下甲154番地２
債務者　駄場英美子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第４４３号
高知県土佐市高岡町丙１番地13　ファミール101
債務者　森田　剛仁
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８０号
高知市針木東町17番17号、申立時の住所高知市一宮東町１丁目24番34号　アムール102号室
債務者　松本　詔一
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８６号
高知市三園町273番地
債務者　島崎　裕邦
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９３号
高知県南国市久礼田2093番地
債務者　沖田奈諸美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５００号
高知市大津甲1157番地
債務者　弘田　房枝
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１３号
高知市北竹島町124番地８
債務者　藤本　栄子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高知地方裁判所破産係